



A	
B	
C	タール色素
D	
E	
F	
G	
H	
I	
J	
K	
L	
M	
N	
P	

備 考

- 1 この用紙の大きさは、甲は縦22ミリメートル、横104ミリメートル、乙は縦14ミリメートル、横55ミリメートル、丙は縦14ミリメートル、横30ミリメートルとする。
- 2 記号は、次の表の区分によるものとする。
- 3 重量は、甲及び乙にあつては三桁のアラビア数字をもつて、例えば「015」のように表わし、丙にあつては一桁のアラビア数字をもつて、例えば「1」のように表わすものとする。この場合、小数点以下は四捨五入するものとし、単位がキログラムのときは、末尾に「K」の文字を附するものとする。
- 4 検査実施者は、厚生労働大臣、都道府県知事、指定都市等市長又は登録検査機関とする。